

第3次徳島市環境基本計画―改定版―(素案)
に係るパブリックコメント公表資料

【概要】

1 環境基本計画とは

本市では、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに「快適で安らぎのあるまち・とくしま」を将来に引き継ぐために、平成 15 年 4 月 1 日に徳島市環境基本条例を施行しました。

徳島市環境基本計画は、徳島市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための大綱となるものです。

2 改定の概要

(1) 趣旨

世界で地球温暖化を原因とする自然災害や健康被害等が激甚化していることから、我が国では、第 5 次環境基本計画の策定及び地球温暖化対策の推進に関する法律の改正等を経て、2020 年 10 月に 2050 年までにカーボンニュートラルをめざすことを宣言しています。また、2021 年 4 月には、カーボンニュートラルに向けた中期目標として、2030 年度までに温室効果ガス排出量 46%削減(2013 年度比)をめざすこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、同年 10 月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

このような野心的な目標の達成を地域から支えるため、本市でも 2023 年 12 月に 2050 年までに市域における温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、さらに歩みを進めることとしました。今後も本市で効果的な環境政策を推進していくためには、温室効果ガス排出量の削減及び気候変動に対応する取組の早急な充実が特に必要であることから、5 つの基本目標のうち、基本目標 1「地球市民として脱炭素社会をめざすまち(地球環境)」及び基本目標 5「次世代につなぐ、環境行動力の高いまち(環境学習・環境保全活動)」に絞って計画改定することとします。

(2) 内容

○基本的事項

計画期間や推進体制等の基本的事項は、本計画策定時のまま変更しません。

ア 市域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標の引き上げ

本市では、国及び県の削減目標に地域から貢献すべく、以下のとおり削減目標を引き上げるとともに、達成に向けた個別指標も最新の各種計画及び事業の実施状況と整合性を図った数値に見直します。

【改定前】

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を、
平成25(2013)年度比で40%削減する



【改定後】

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を、
平成25(2013)年度比で**50%**削減する

(参考)温室効果ガス排出量削減目標

- 国 : 2030 年度において、温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)をめざすこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける。
- 徳島県: 2028 年度において、温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)をめざす。
2030 年度において、温室効果ガス 50%削減(2013 年度比)をめざす。

イ 基本目標 1、基本目標 5 に関する取組の充実

基本目標 1 「地球市民として脱炭素社会をめざすまち(地球環境)」

【基本施策】◆エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減

- ◆脱炭素まちづくりの推進
- ◆気候変動につよいまちづくり

基本目標 1 は、温室効果ガス排出量を削減することで、地球温暖化を抑制することを基本としています。しかし、近年の急激な地球温暖化による自然災害や健康被害等の人命の危機を伴う気候変動は深刻化しており、より効果的な対策が急がれることから、気候変動への対策を強化するとともに、原因となる温室効果ガス排出量の削減にも積極的に取り組むこととします。

基本目標 5 「次世代につなぐ、環境行動力の高いまち(環境学習・環境保全活動)」

【基本施策】◆環境教育・環境学習の充実

- ◆環境保全活動の推進
- ◆環境情報の充実、共有

基本目標 5 は、基本目標 1～4すべてに関連する重要な取組です。基本目標 1 で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標達成のためには、さらなる取組強化を市民・事業者・市で協働して継続的に進める必要があることから、環境学習にもより力を入れて取り組むこととします。

※具体的な施策については、素案全文の p54～p69、p88～p93 に記載しています。

ウ 温室効果ガス排出量の算定方法の見直し

環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(令和 6 年 4 月)」を参考に温室効果ガス排出量の算定方法を見直すとともに、将来推計に大きく影響する人口展望や 2030 年度におけるエネルギー需給見通しを考慮した算定を行う。

3 計画策定の目的と位置づけ

- (1) 次期総合計画(仮称)で掲げる本市の将来像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけ、短期的な視点だけではなく、将来の徳島市を見据え、次代を担う子どもたちにより良い環境を引き継いでいくため、本市の環境の保全に関する総合的かつ計画的な政策の中長期の指針とします。
- (2) 徳島市環境基本条例における基本理念を踏まえ、本市の特性を生かした環境目標を定め、目標達成のための方向付けを明確にした実効性のある計画とします。
- (3) 市民・事業者・市それぞれの役割を明確にするとともに、市民・事業者の自主的な取組、三者協働を促進する計画とします。
- (4) 令和6年4月に閣議決定された国の第6次環境基本計画をはじめ、国・県などの関連計画との整合性に留意します。

4 計画期間

総合計画や他の関連計画との整合を図るため、目標年次は令和12(2030)年度、計画期間は令和3年度～令和12年度の10年間とします。

ただし、計画期間において、社会経済情勢の変化や科学技術の進展、環境問題の変化などにより見直しの必要が生じた場合は、見直し・修正を行うものとします。

5 計画の主体

今日の環境問題の解決及び徳島市環境基本条例に掲げる基本理念の実現は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者とともに、環境に配慮した取組を進めていくことが求められます。

本計画では、徳島市環境基本条例に基づき各主体の役割を次のように定め、市民・事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して取組を進めていきます。

市民の役割

日常生活に伴う環境負荷を意識し、廃棄物の抑制、省エネルギー行動など、環境負荷の低減を図ります。

また、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力するとともに、地域の特性を活かした施策の提案・立案を行います。



市の役割

自然的・社会的条件及び地域の特性を活かした環境の保全・創造に関する施策を実施します。

また、一事業者として、環境負荷の低減を率先して進めます。

事業者の役割

事業活動に伴う環境負荷を意識し、公害の防止や自然環境の保全、廃棄物の抑制や省エネルギー行動など、環境負荷の低減を図ります。

また、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力するとともに、地域の特性を活かした施策の提案・立案を行います。

6 めざす環境像

本市がめざす環境像を次のとおり設定します。

四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま

～将来世代とともに 希望あふれる未来をめざして～

四国三郎“吉野川”をはじめ、大小あわせて 134 の河川が市域を流れるなど、美しい水とともに発展してきた「水都」徳島は、豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ、人だけでなく多くの生命を育んでいます。

まちの中心地に眉山、城山といった緑のランドマークも存在し、より豊かな自然に恵まれています。

人々の生活と豊かな自然環境が近くある本市固有の環境を守り、これらを将来に引き継いでいかなければなりません。

◆ 四国三郎“吉野川”

吉野川は四国三郎として全国に知られるあばれ川ですが、雄大な流れとそれに育まれた緑豊かな自然は、藍に代表される独自の伝統文化を育み、東四国の拠点としての発展を支えてきました。

◆ 環境共生都市

徳島市民は、豊かな自然環境によって、何代にもわたって歴史・文化をつくるだけでなく、水都と言われる所以となっているひょうたん島や城山など、市中心地に自然が多く存在する本市固有の魅力を継承してきました。このように「自然」と「人」とが共生した「まち」であることが重要です。

◆ 将来世代と希望あふれる未来

本市固有の恵まれた自然環境を良好に保つのはもちろんのこと、一人ひとりが地球への思いやりを持ち、協働して環境へ配慮することで、地域の伝統と調和し、気候変動に強く安心して住みつづけることができる「持続可能なまち」をめざします。さらには将来世代へつなぐことで、希望と笑顔あふれる未来の創造をめざします。

7 計画の目標と施策体系

環境像	基本目標	基本施策		施策		
四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま	地球市民として 脱炭素社会を めざすまち (地球環境)	1	エネルギー利用に伴い排出される 温室効果ガスの削減	地球温暖化対策 再生可能エネルギーの利用促進		
		2	脱炭素まちづくりの推進	環境に配慮した交通対策 吸収源対策及びヒートアイランドの緩和		
		3	気候変動につよいまちづくり	自然災害対策 健康被害防止		
	いつまでも健康で 安心して 暮らせるまち (生活環境)	1	水環境・土壌環境の保全	水環境のモニタリング		
				事業活動による水質汚濁の防止		
				生活排水への対策 地下水・土壌汚染対策の推進		
		2	大気環境・音環境の保全	大気環境・音環境のモニタリング		
				事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止 騒音・振動の防止		
				有害化学物質などへの対策 公害の未然防止		
	快適で 安らぎのある、 自然と人が 共生できるまち (自然・快適環境)	1	身近な自然環境の保全	生物多様性の確保 鳥獣保護・管理の推進		
		2	水と緑、自然とのふれあいの推進	水と緑とのふれあいの場や機会の提供 水辺空間の創出、緑化の推進		
		3	里地・里山の保全、創造	森林・農地の保全 環境保全型農業の推進 地産地消の推進		
				良好な景観形成の推進 地域特性を活かしたまちづくり 自然景観の保全と活用		
	持続可能な 資源循環システムが 構築されているまち (循環型社会)	1	ごみの減量、リサイクル	ごみを出さないライフスタイルの推進 ごみの発生抑制 再資源化の推進 グリーン購入の推進 食品ロス削減などへの対策		
				2	プラスチックごみ対策	プラスチックごみ削減の推進 海洋プラスチックごみ対策
						3
				1	環境教育・環境学習の充実	
		2	環境保全活動の推進			活動の支援 活動の場の整備、提供 環境保全活動のためのネットワークづくり
						3

8 計画の推進

(1) 推進体制

計画に基づく各種施策や事業は「徳島市環境調整会議」において総合的な調整を行い、円滑な推進を図ります。

市民・事業者・市の三者が協働・連携し、計画を着実に推進できるよう、環境保全活動に取り組む市民や団体、事業者等と情報交換を行う場をつくります。特に教育機関と連携し、次の時代を担う若い世代に能動的に行動できるよう働きかけを行います。

また、県、近隣市町村や大学と連携し、効果的に取組を進めます。

(2) 進行管理

計画の目的、内容や推進体制などを様々な機会を通じて、広報誌やHPへの掲載、概要版の配布などにより周知します。

計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、PDCA サイクルによる環境マネジメントシステムの運用により、毎年度の実践目標の設定、実施状況の調査を行い、点検・評価の上、改善を図ります。

併せて、環境の状況や計画に基づいて市が講じた施策や事業の実施状況、点検・評価の結果などについて、年次報告書を作成し、公表するほか、市民や事業者の意見を募集し、継続的改善に繋がります。

